

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社

代表取締役社長 南部 剛史

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴うにかかる災害等（災害のおそれを含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続 手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【青森県】

八戸市
三沢市
むつ市
上北郡野辺地町
上北郡七戸町
上北郡東北町
上北郡六ヶ所村
上北郡おいらせ町
下北郡大間町
下北郡東通村
三戸郡南部町
三戸郡階上町

【岩手県】

宮古市
大船渡市
久慈市
陸前高田市
釜石市
上閉伊郡大槌町
下閉伊郡山田町
下閉伊郡岩泉町

下閉伊郡田野畠村

下閉伊郡普代村

九戸郡野田村

九戸郡洋野町

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyu.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住いのご契約者・被保険者の契約について、

保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

○「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

○「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)